平成２３年（フ）第１９２号
長野県松本市横田１丁目23番１号　プリムローズカクショー203号室、前住所長野県松本市寿北６丁目30番１号
債務者　古田美保子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２２０号
岐阜市蔵前７丁目10番４号
債務者　堀　　祐子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４５８号
岐阜県各務原市蘇原瑞穂町１丁目６番地２
債務者　渡邉　弘文
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
岐阜県飛騨市古川町上町411番地
債務者　栗本　俊和
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
岐阜県高山市森下町１丁目115番地１
債務者　山口智佐子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
静岡県下田市４丁目６番25号　さかえ荘202号室
債務者　山梨　**康**敏
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３１１号
滋賀県守山市今浜町2533番地７
債務者　加納　義一（旧姓外川）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５１号
大津市石山寺５丁目９番５号　メゾン野々宮302
債務者　木下　和美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６５号
大津市里５丁目18番５号
債務者　嶋　　華織
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７１号
滋賀県湖南市梅影町３番地８　マツバハイツＢ棟106、前住所滋賀県湖南市吉永507番地31
債務者　吉田　　渡
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７２号
滋賀県湖南市梅影町３番地８　マツバハイツＢ棟106、前住所滋賀県湖南市吉永507番地31
債務者　吉田夫美子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７号
滋賀県彦根市野良田町47番地
債務者　瀧　　久人
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１２８号
滋賀県彦根市野良田町47番地
債務者　瀧　　暢子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３７２号
奈良県桜井市大字外山191番地の３
債務者　藤本　和幸
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３７３号
奈良県桜井市大字外山191番地の３
債務者　藤本　　望（旧姓森脇）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
和歌山県新宮市熊野川町玉置口166番地
債務者　福山　貞美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１３６号
鳥取県鳥取市徳尾89番地　市住Ｒ９―13
債務者　田中　祥滋
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　鳥取地方裁判所民事部